

質問番号	該当資料 該当頁 質問概要	質問	回答
N0.1	募集要項 3P 32行目 ②応募者の資格要件	不特定多数の者が利用する公共施設等の旅客施設の運営とは福岡空港発展協議会のメンバーで大阪航空局に空港の用に供する空港用地を貸与して運営構成していることも含まれますか。	不特定多数の者が利用する公共施設等又は公共交通機関の旅客施設を直接運営していることを応募資格要件にしておりますので、空港用地の貸与のみの場合では応募資格要件の対象外となります。
N0.2	募集要項 3P 32行目 ②応募者の資格要件	不特定多数の者が利用する公共施設等の旅客施設の運営に、一般の用に供する駐車場・駐輪場の設置運営を行っている事業者は該当しますか。	一般の用に供している駐車場及び駐輪場であれば公共施設等に含まれるものと料を思いますが、不特定多数の者が利用する施設であることがその条件となります。
N0.3	募集要項 3P 32行目 ②応募者の資格要件	A社とB社が協力関係でB社が要件満たしている場合、A社とB社は資本関係が無いといけませんか。A社が建築・運営、B社は車両施設運営でA社が主導応募します。	募集要項「5.応募者の参加・資格要件等」の「(1) 応募者の参加・資格要件等」とおり責任の所在などが不明確になる恐れがあることから単独法人若しくは新法人設立の場合を想定しており、かつ「5.応募者の参加・資格要件等」に関わる他の要件を満たしている必要があります。
N0.4	当該公募用地の造成	現在、盛土があり、地盤高が一定ではないが、引き渡し前にどのような高さで、どのような造成を行われるのか。	当該用地に存在する盛土を撤去し、平坦にする予定です。
N0.5	当該公募用地のセキュリティ対策	事業を行う上で、貨物地区内のトラックサイドに貨物上屋施設を整備する必要があるが、フェンス設置など、事業者側でのセキュリティ対策は必要となるのか。	当該用地周辺では他の事業や整備が行われており、その境界を明確にするためにも、フェンス等の設置は必要と考えております。また、当該用地内で取扱う貨物に応じて、一定程度のセキュリティ対策が必要になるものと思料いたします。なお、今後の周辺整備等により当該施設が制限区域に接する場合等においては、当該施設から空港制限区域への不法な侵入を防ぐ施設要件や警備体制を求める可能性があります。(但し、現時点では想定していない)
N0.6	募集要項 3P 5. ② 応募者の資格要件	ア. 応募書類提出時点で、貨物取扱施設の運営を行っていること。とありますが、一般貨物を取り扱う物流施設の運営についても上記要件を満たす資格との認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。
N0.7	当該公簿地への動線①	公簿地への動線は国内第2貨物上屋、テント上屋、の敷地内を通行することが必須の為、共同利用スペースが確保される(車両やコンテナ等が置かれていない)という認識でよろしいでしょうか。	国内第2貨物上屋及びテント上屋の敷地内を通過する動線については、当該事業者等との通行するための調整や許可等(フェンス撤去含む)が必要になると料を思われます。なお、どのような動線となるかについては、当該用地周辺における他の事業や整備の状況等により、別途調整が必要となります。
N0.8	当該公簿地への動線②	国内第2貨物上屋、テント上屋と公簿地間の空地に通路を設ける必要がございますが、こちらの整備は行っていただけるのでしょうか。 こちらで行う場合、位置や仕様について、ご指定はございますでしょうか。	どのような動線となるかについては、当該用地周辺における他の事業や整備の状況等により、別途調整が必要となります。また、整備を行う者については、公共性の有無(特定の事業用等)により判断するものと考えております。
N0.9	インフラ関係	電気・給排水についてはどこまで引き込まれるのか。(上記引込にあたりどこからが営業者(事業者)の負担となるのか)	電気・給排水の引き込みに必要な費用は営業者(事業者)の負担にてお願いします。また、参考となる周辺の引き込みポイントは空港管理者から提示させていただきます。
N0.10	事業期間について	事業期間は何年程度を想定されていますか。	国側の事情及び「2. 事業概要(2) 事業期間」に記載の事由により事業期間が終了となる場合を除き、特段事業期間は定めてはおりません。
N0.11	期間満了の通知	満了時の通知はどの程度前に行われますか。(～ヶ月前など)	上記No.10の回答より事業期間満了に係る通知を行う予定はございませんが、国側の事情により事業期間が終了となることが分かった場合には、速やかに連絡することを想定しております。
N0.12	期間満了時の明渡	明渡時の取り決めはございますか。(建物解体等)	国有財産使用許可の条件として期間満了時又は許可取り消しになった場合は基本的には原状回復して頂くこととなります。
N0.13	別冊2 提出書類記載要領4P	近接地の概算額について記載がございますが、年額の想定でしょうか。こちら確定はいつ頃の予定ですか。	近接地の概算額は年額の想定です。使用料は国有財産使用許可申請を受付後、不動産鑑定士の鑑定評価により算定するため、その契約及び財務省への協議には、5ヶ月程度を要すると想定しております。 また、施設設置の工事を行う際にも同様に工事用地としての使用許可申請を受付後、財務省協議が必要となるため、2ヶ月程度を要すると想定しております。